

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要保護相談ケース定期チェック票
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 こども家庭センター
個人情報ファイルの利用目的	要保護児童、要支援児童、特定妊婦の適切な保護を図るため、ケース概要や児童の状況等を管理し、要保護児童対策地域協議会の関係機関で情報を共有する。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 小学校名・学年、6 学業・学歴、7 職業・職歴、8 成績・評価、9 所得・収入、10 資産の状況、11 運動能力、12 健康状態、13 家族状況、14 親族状況、15 婚姻、16 趣味・嗜好、17 本人の状況
記録範囲	要保護児童、要支援児童、特定妊婦とその親族、関係者
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の市の機関、保護者等（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	さいたま地方法務局熊谷支局、埼玉県熊谷児童相談所、埼玉県北部福祉事務所、埼玉県本庄保健所、埼玉県本庄警察署、埼玉県児玉警察署、埼玉県立本庄特別支援学校、本庄市校長会、社団法人本庄市児玉郡医師会、社会福祉法人報徳至誠会（児童養護施設桑梓）、本庄市民生委員・児童委員協議会、熊谷人権擁護委員協議会本庄部会、本庄市私立保育園園長会、本庄市私立幼稚園協会

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 本庄市 総務部 行政管理課	
	(所在地) 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 こども家庭センター
個人情報ファイルの利用目的	要保護児童、要支援児童、特定妊婦とその親族、関係者への適切な支援・保護を図るため、ケース概要や児童の状況等をケース記録として管理し、本人にまつわるケースワークに対応するため。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 小学校名・学年、6 学業・学歴、7 職業・職歴、8 成績・評価、9 所得・収入、10 資産の状況、11 運動能力、12 健康状態、13 家族状況、14 親族状況、15 婚姻、16 趣味・嗜好、17 本人の状況
記録範囲	要保護児童、要支援児童、特定妊婦とその親族、関係者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、保護者等（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	さいたま地方法務局熊谷支局、埼玉県熊谷児童相談所、埼玉県北部福祉事務所、埼玉県本庄保健所、埼玉県本庄警察署、埼玉県児玉警察署、埼玉県立本庄特別支援学校、本庄市校長会、社団法人本庄市児玉郡医師会、社会福祉法人報徳至誠会（児童養護施設桑梓）、本庄市民生委員・児童委員協議会、熊谷人

	権擁護委員協議会本庄部会、本庄市私立保育園園長	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 本庄市 総務部 行政管理課	
	(所在地) 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（母子保健法）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 こども家庭センター
個人情報ファイルの利用 目的	母子保健法に基づき、母性及び乳児に対する保健指 導並びに健康診査に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、 5 住所、6 電話番号、7 学業・学歴、8 職業・職歴、 9 接種履歴、10 体格・体力、11 健康状態、 12 発達検査、13 家族状況、14 婚姻状況、 15 居住状況
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、 保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（出産・子育て応援交付金）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 こども家庭センター
個人情報ファイルの利用 目的	出産・子育て応援交付金の支給に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、 5 住所、6 電話番号、7 家族状況、8 婚姻状況、 9 居住状況、10 口座情報、11 妊娠届の有無
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、 保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（発達障害者支援法）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 こども家庭センター
個人情報ファイルの利用 目的	発達障害者支援法に基づき、発達障害児の早期発 見・早期支援、適切な支援と支援体制の整備を図る ための管理、記録、継続支援に関わる事務
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、 5 電話番号、6 学業・学歴、7 職業・職歴、 8 体格・体力、9 健康状態、10 発達検査、 11 家族状況、12 婚姻状況、13 居住状況
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、 保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（妊婦のための支援給付金）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 こども家庭センター
個人情報ファイルの利用 目的	妊婦のための支援給付金に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、 5 住所、6 電話番号、7 家族状況、8 婚姻状況、 9 居住状況、10 口座情報、11 妊娠届の有無
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、 保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	健康かるて（予防接種法）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 健康推進課・こども家庭センター・児玉総合支所 市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	予防接種法に基づき、対象者の管理、予診票の発行、記録の管理に関する事務
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 接種履歴
記録範囲	住民基本台帳に登録されている住民
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関（法令等に定めがある、保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		